

4 予 防 業 務 の 状 況



(危険物運搬車両検査)

全国統一防火標語

昭和42年度 さあ ねようアッそのまえに火の点けん

昭和43年度 あなたは火事の恐ろしさを知らない

昭和44年度 今捨てたタバコの温度が 700 度

昭和45年度 防火三百六十五日

昭和46年度 いま燃えようとしている火がある

昭和47年度 慣れた火に 新たな注意

昭和48年度 隣にも声かけあってよい防火

昭和49年度 生活の一部にしよう 火の点検

昭和50年度 幸せを明日につなぐ 火の始末

昭和51年度 火災は人災 防ぐはあなた

昭和52年度 使う火を消すまで離すな 目と心

昭和53年度 それぞれの持場で生かせ 火の用心

昭和54年度 これくらいと思う油断を火が狙う！

昭和55年度 あなたです！ 火事を出すのも防ぐのも

昭和56年度 毎日が防火デーです ぼくの家

昭和57年度 火の用心 心で用心 目で用心

昭和58年度 点検は 防火のはじまり しめくくり

昭和59年度 “あとで”より“いま”が大切 火の始末

昭和60年度 怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」

昭和61年度 防火の大役 あなたが主役

昭和62年度 消えたかな！ 気になるあの火 もう一度

昭和63年度 その火 その時 すぐ始末！

平成元年度 おとなりに あげる安心 火の始末

平成 2 年度 まず消そう 火への鈍感 無関心

平成 3 年度 毎日が 火の元警報 発令中

平成 4 年度 点検を 重ねて築く“火災ゼロ”

平成 5 年度 防火の輪 つなげて広げて なくす火事

平成 6 年度 安心の 暮らしの中心 火の用心

平成 7 年度 災害に 備えて日頃の 火の用心

平成 8 年度 便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ

平成 9 年度 つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火

平成10年度 気をつけて はじめはすべて 小さな火

平成11年度 あぶないよ ひとりぼっちにした その火

平成12年度 火をつけた あなたの責任 最後まで

平成13年度 たしかめて。火を消してから 次のこと

平成14年度 消す心 置いてください 火のそばに

平成15年度 その油断 火から炎へ 災いへ

平成16年度 火は消した？ いつも心に きいてみて

平成17年度 あなたです 火のあるくらしの 見はり役

平成18年度 消さないで あなたの心の 注意の火。

平成19年度 火は見てる あなたが離れる その時を

平成20年度 火のしまつ 君がしなくて 誰がする

平成21年度 消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子

平成22年度 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

平成23年度 消したはず 決めつけないで もう一度

平成24年度 消すまでは 出ない 行かない 離れない

平成25年度 消すまでは 心の警報 ON のまま

平成26年度 もういいかい 火を消すまでは まあだだよ

平成27年度 無防備な 心に火災が かくれんぼ

平成28年度 消しましょう その火その時 その場所で

平成29年度 火の用心 ことばを形に 習慣に

平成30年度 忘れてない？ サイフにスマホに火の確認

令和元年度 ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

令和 2 年度 その火事を 防ぐあなたに 金メダル

令和 3 年度 おうち時間 家族で点検 火の始末

令和 4 年度 お出かけは マスク戸締り 火の用心

令和 5 年度 火を消して 不安を消して つなぐ未来

令和 6 年度 守りたい 未来があるから 火の用心

令和 7 年度 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

令和 8 年度 火の確認 いい日を支える いい習慣

予防業務の概要

令和 8 年 4 月 1 日現在、管轄地域における防火対象物は 6,980 対象物、危険物施設は 479 施設である。

地域別では、防火対象物は「三島市」3,504 対象物、「裾野市」1,857 対象物、「長泉町」1,619 対象物で、危険物施設は「三島市」136 施設、「裾野市」212 施設、「長泉町」131 施設である。

防火管理実施概要

消防法は、学校、病院、工場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届出なければならないことを定めている。

また、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならない。

令和 8 年 4 月 1 日現在の管轄地域の防火管理状況は、防火管理者選任率 78.7%、消防計画届出率 75.9%となっている。

違反対象物公表制度

平成 29 年 4 月 1 日、重大な消防法令等違反のある建物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公開する「違反対象物公表制度」の運用を開始した。

これは、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的としている。

対象となる建物は、劇場、映画館、飲食店、物品販売店、ホテル、病院及び社会福祉施設等不特定多数の者が利用する建物で、消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備について、設置義務があるにも関わらず、当該設備を構成する機器等が一切設置されていないものである。

当該建物については、違反が是正されたことを確認できるまでの間、富士山南東消防本部ホームページへの掲載により、建物の名称及び所在地、違反の内容等の情報が公表される。

違反対象物公表件数

年度	件数
平成 29 年度	0 件
平成 30 年度	0 件
令和 元 年度	0 件
令和 2 年度	2 件
令和 3 年度	3 件
令和 4 年度	1 件
令和 5 年度	0 件
令和 6 年度	1 件
令和 7 年度	2 件

防火対象物数及び査察状況

(令和7年度)

防火対象物の区分 (対象物数)			防火対象物数				査 実 施 数	防 火 管 理 者 選 任 義 務 対 象 物 数	防 火 管 理 者 選 任 し て い る 防 火 対 象 物 数	消 防 計 画 を 作 成 し て い る 防 火 対 象 物 数		
			計	三 島 市	裾 野 市	長 泉 町				選 任 率 (%)	届 出 率 (%)	
合 計			6,980	3,506	1,855	1,619	1,304	1,472	1,159	78.7	1,117	75.9
1	イ	劇場等	6	3	2	1	1	5	5	100.0	5	100.0
	ロ	公会堂等	135	52	53	30	39	134	123	91.8	121	90.3
2	イ	キャバレー等										
	ロ	遊技場・ダンスホール	18	5	8	5	8	11	11	100.0	11	100.0
	ハ	性風俗店舗等										
	ニ	カラオケボックス等	3	3				1	1	100.0	1	100.0
3	イ	待合・料理店										
	ロ	飲食店	120	64	38	18	31	95	72	75.8	66	69.5
4		百貨店・マーケット	236	104	84	48	72	173	135	78.0	128	74.0
5	イ	旅館・ホテル等	48	15	27	6	20	25	25	100.0	25	100.0
	ロ	共同住宅等	2,640	1,409	575	656	385	191	138	72.3	136	71.2
6	イ	病院等	116	63	25	28	39	36	30	83.3	29	80.6
	ロ	老人短期入所施設等	74	41	18	15	33	70	67	95.7	64	91.4
	ハ	老人デイサービス等	135	75	30	30	43	82	74	90.2	72	87.8
	ニ	幼稚園・盲学校等	24	11	9	4	5	18	18	100.0	18	100.0
7		学校・各種学校	192	105	64	23	44	60	50	83.3	50	83.3
8		図書館等	14	5	1	8	5	6	5	83.3	5	83.3
9	イ	蒸気・熱気浴場等	1		1							
	ロ	公衆浴場	5	3	2		1	3	3	100.0	3	100.0
10		停車場等	4	1	2	1						
11		神社・寺院・教会	91	67	17	7	10	34	15	44.1	14	41.2
12	イ	工場・作業所	850	334	296	220	163	66	59	89.4	55	83.3
	ロ	映画・テレビスタジオ										
13	イ	駐車場等	52	27	12	13	33					
	ロ	飛行機等の格納庫										
14		倉庫	385	137	133	115	71	7	6	85.7	6	85.7
15		その他の事業所	785	378	213	194	106	137	111	81.0	110	80.3
16	イ	特定複合用途	593	373	130	90	142	256	167	65.2	157	61.3
	ロ	特定以外複合用途	451	230	114	107	51	62	44	71.0	41	66.1
16の2		地下街										
16の3		準地下街										
17		文化財等	2	1	1		2					

消防同意の事務処理状況

消防同意とは、消防が防火の専門家という立場から建築物の火災予防について、設計の段階から関与して建築物の安全性を高めるために設けられた制度である。消防は、建物の建築確認に際しての同意などを通じて防火、防災に対する指導を行っている。

(令和7年度)

申請要旨 (件)	合 計	三島市			裾野市			長泉町		
		小計	指導 無し	指導 有り	小計	指導 無し	指導 有り	小計	指導 無し	指導 有り
合 計	199	116	79	37	42	27	15	41	25	16
新 築	171	100	69	31	36	25	11	35	20	15
増 築	27	15	10	5	6	2	4	6	5	1
改 築										
用途変更	1	1		1						
修 繕										

消防用設備等の検査状況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設であり、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために不可欠なものである。

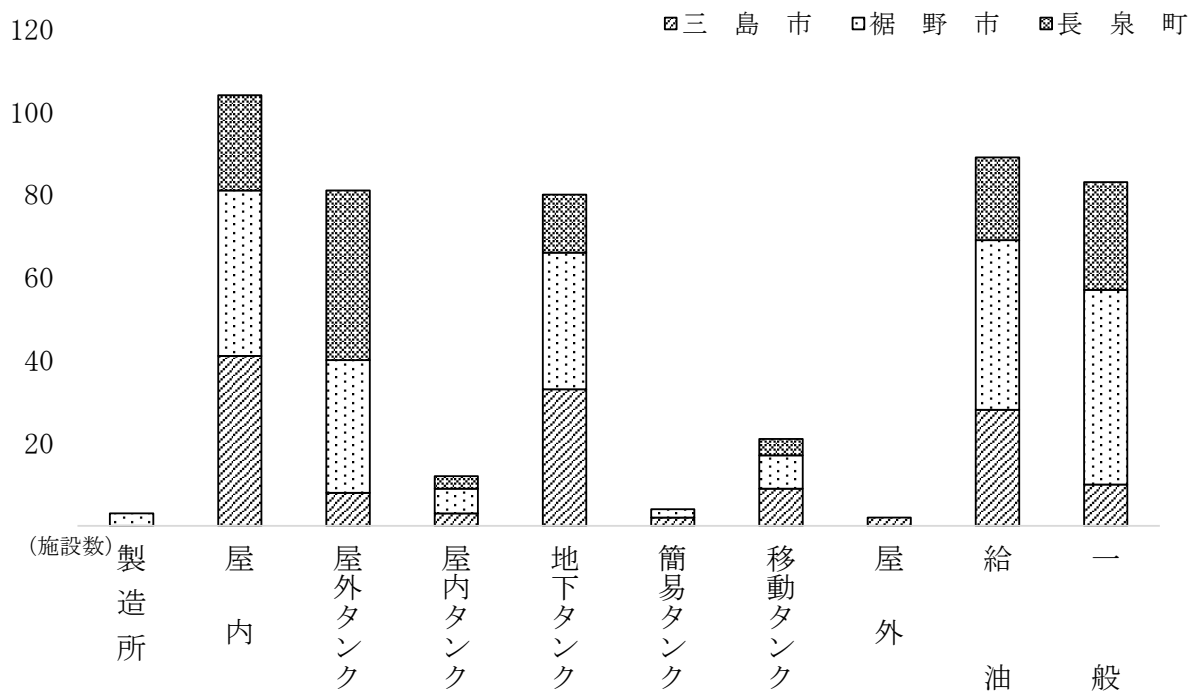
(令和7年度)

(件)	合 計	消火設備						警報設備				避難設備			消 防 用 水	消火活動上 必要な施設		
		消 火 器	屋 内 消 火 栓 設 備	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	特 殊 消 火 設 備	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 ポン プ	自 動 火 災 報 知 設 備	火 災 通 報 装 置	非 常 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 器	避 難 器 具	誘 導 灯	誘 導 標 識		非 常 コン セン ト 設 備	連 結 送 水 管	連 結 散 水 設 備
合 計	382	54	13	18	5	8	2	139	17	27		13	65	13	2	2	4	
三 島 市	145	20	6	4	1	1		51	8	13		9	27	2	1	1	1	
裾 野 市	133	22	3	13	4	3	2	39	3	14		1	24	4	1			
長 泉 町	104	12	4	1		4		49	6			3	14	7		1	3	

危険物施設数

(令和7年度)

(施設数)		合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取扱所	
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	一 般
合 計		479	3	104	81	12	80	4	21	2	89	83
地 域 別	三 島 市	136		41	8	3	33	2	9	2	28	10
	裾 野 市	212	3	40	32	6	33	2	8		41	47
	長 泉 町	131		23	41	3	14		4		20	26
14 倍 数 別	5倍以下	177		56	21	9	35	4	15	2	6	29
	5倍を超え 10倍以下	96	1	23	8	3	21		3		11	26
	10倍を超え 50倍以下	116		17	28		16		3		37	15
	50倍を超え 100倍以下	34	2	3	12		7				4	6
	100倍を超え 150倍以下	9		3	2		1				2	1
	150倍を超え 200倍以下	8		2	2						4	
	200倍を超え 1,000倍以下	37			6						25	6
	1,000倍を超え 5,000倍以下	2			2							
	5,000倍を超えるもの											



¹⁴ 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表第1で定める指定数量で除して得た数値である。

危険物関係事務処理状況

(令和7年度)

種 別 区 分		合 計	製 造 所	貯 蔵 所							所 扱 取		左 記 以 外
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	一 般	
合 計 (件)		149	2		10	1	4		2		29	91	10
地 域 別	三 島 市	41	2				1		2		23	8	5
	裾 野 市	70			8	1	3				3	50	5
	長 泉 町	38			2						3	33	
事 務 処 理 区 分 別	設 置	許 可											
		完 成	4				2					2	
	変 更	許 可	45		4		1		1		10	29	
		完 成	41		2		1		1		9	28	
	常 置 場 所 変 更	許 可											
		完 成											
	仮 使 用 承 認		40		4	1					8	27	
	仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱 承 認 ¹⁵		10								2	1	7
	水 張 検 査 ¹⁶		8	2								3	3
	水 圧 検 査		1									1	

¹⁵ 仮貯蔵・仮取扱承認の項目欄の左記以外とは、許可施設以外の場所の承認数をいう。

¹⁶ 水張検査の項目欄の左記以外とは、許可施設以外の場所の検査数をいう。

消防法による届出状況

(令和7年度)

根拠条文	届出の種類	届出件数 (件)			
		合 計	三島市	裾野市	長泉町
法第9条の3	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出	68	17	35	16

火災予防条例による届出状況

(令和7年度)

根拠条文	届出の種類	届出件数（件）			
		合 計	三島市	裾野市	長泉町
合 計		1, 376	577	555	244
条例第23条	火の使用に関する制限等	41	24	11	6
条例第43条	防火対象物の使用開始の届出等	181	93	50	38
条例第44条	火を使用する設備等の設置の届出	114	43	46	25
条例第45条	火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出	368	111	214	43
条例第45条	煙火の打上げ又は仕掛け	110	19	90	1
条例第45条	催物の開催	2			2
条例第45条	水道の断水又は減水	4		4	
条例第45条	道路工事	307	156	57	94
条例第45条	露店等の開設届出書	198	119	49	30
条例第46条	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等	51	12	34	5
条例第47条	指定数量未満の危険物等を貯蔵及び取扱うタンクの水張（水圧）検査				

